

# 次回基準改定における 2008SNAへの対応

- その他の主な事項 -

平成27年3月11日

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

# 目 次

1. 次回基準改定で対応予定のその他の主な事項・・・P2
2. 次回基準改定で対応困難な主な事項・・・P9

# 次回基準改定で対応予定のその他の主な事項

## ① 所有権移転費用の扱いの精緻化

- 2008SNAでは、資産の取得・処分に係る所有権移転費用を、その発生時に総固定資本形成として計上する。
- 所有権移転費用は、対象となる資産の取得時以降、予想保有期間をかけて償却するよう固定資本減耗を記録。

JSNA現行基準	JSNA次回基準
<ul style="list-style-type: none"><li>• 設備等に係る商業・輸送費等は総固定資本形成に記録。</li><li>• 対象となる資産と一体化して、資産の<u>平均使用年数</u>で減耗を記録</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 新たに、住宅・宅地の売買に係る不動産仲介手数料を所有権移転費用として総固定資本形成に記録(※)。</li><li>• 住宅資産の一所有者あたりの<u>平均的な保有期間</u>で減耗を記録。</li></ul>

⇒上記の対応により、名目GDP水準は0.2%程度上昇(暫定試算)すると見込まれる。

(※)なお、非住宅建物の仲介手数料、所有権移転に係る法律家等への報酬や税の支払は、基礎資料の制約から、所有権移転費用として総固定資本形成に計上することは困難であり、次回基準改定では対応を見送る。

# 次回基準改定で対応予定のその他の主な事項

## ② 中央銀行の産出の明確化

- 2008SNAでは、中央銀行の産出を①金融仲介(FISIM:市場)、②金融政策サービス(非市場)、③その他(市場または非市場)に分け、非市場産出分は、生産費用の合計で計測。
- 非市場産出分は、一般政府が最終消費支出するものとして記録するとともに、一般政府の純貸出／純借入に影響しないよう、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されたものと擬制。

JSNA現行基準	JSNA次回基準
<ul style="list-style-type: none"><li>• 中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測。</li><li>• 産出額から諸手数料(※)を控除した残りの部分は、<u>金融機関が中間消費したもの</u>と扱っている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測。</li><li>• 産出額から諸手数料(※)を控除した非市場産出分(金融政策サービス等)は、<u>一般政府が最終消費支出するとともに、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されたものと扱う。</u></li></ul>

⇒上記の対応により、名目GDP水準は僅かに上昇すると見込まれる。

(※) 国債取扱手数料、日銀ネット受入手数料等であり、産出先としては中間消費として扱われる。  
・なお、中央銀行の金融仲介分(FISIM)は、諸外国の取扱いと同様、ないものと整理する。

# 次回基準改定で対応予定のその他の主な事項

## ③ 加工用財貨、仲介貿易の記録

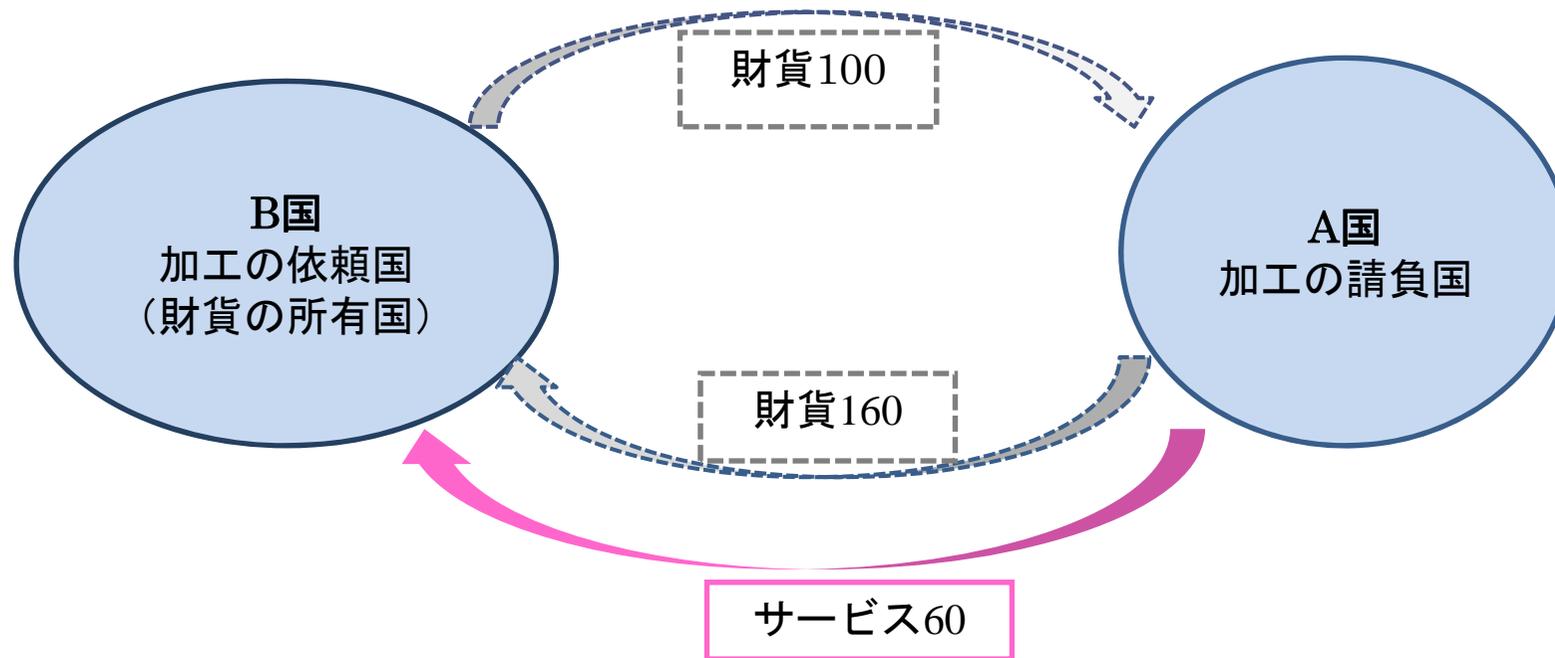
2008SNAでは、国際収支マニュアル第6版(BPM6)と整合的に、財貨の輸出入を所有権移転ベースで記録するという原則を徹底し、

- 加工用財貨については、その所有権が加工依頼国に残り、加工請負国に移転されない場合、請負国が依頼国から受け取る加工賃のみをサービスの受払として記録。
- 仲介貿易について、居住者たる仲介者が、非居住者から財貨を購入し、自国に財貨を入れることなく、非居住者に転売する場合、購入を財貨の負の輸出、売却を財貨の正の輸出に記録。

JSNA現行基準	JSNA次回基準
<p>GDPの輸出、輸入について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 加工用財貨について、<u>財貨の輸出入</u>として記録している。</li><li>• 仲介貿易について、<u>売買差額相当分</u>を<u>サービスの輸出</u>として記録している。</li></ul> <p>以上は、「国際収支統計」(BPM5準拠)と整合的</p>	<p>GDPの輸出、輸入について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 加工用財貨について、財貨の輸出入を記録せず、加工賃の受払を<u>サービスの輸出入</u>に記録。</li><li>• 仲介貿易について、<u>売買差額</u>をサービスでなく、<u>財貨の輸出</u>として記録。</li></ul> <p>以上は、「国際収支統計」(BPM6準拠)と整合的</p>

⇒上記の対応により、GDPの輸出入のうち、財貨とサービスの構成が変化。

# 加工用財貨の記録のイメージ

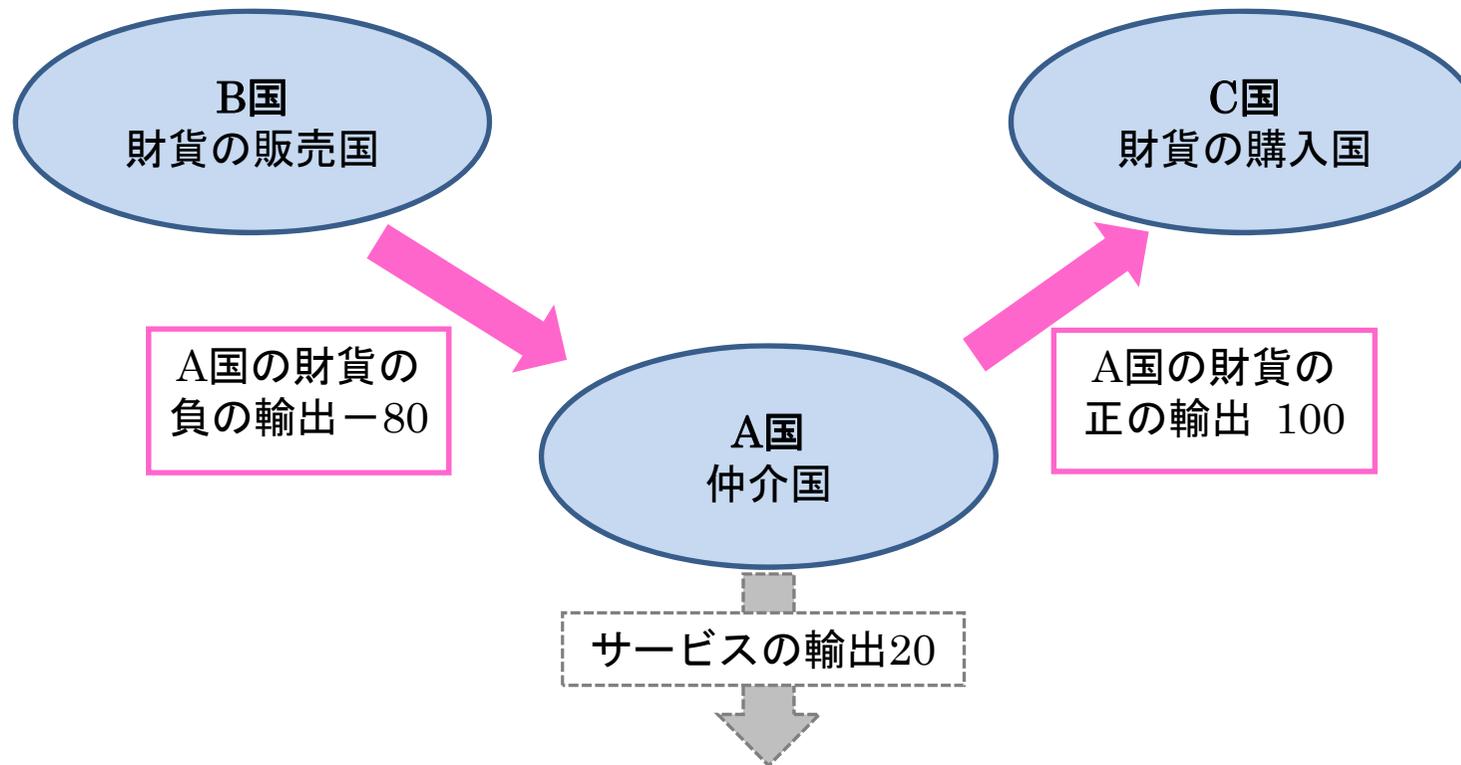


BPM5/1993SNAにおける財貨のフロー



BPM6/2008SNAにおけるサービスのフロー

# 仲介貿易の記録のイメージ



◀ BPM5/1993SNAにおけるサービスのフロー

◀ BPM6/2008SNAにおける財貨のフロー

# 次回基準改定で対応予定のその他の主な事項

## ④ 土地改良

- 2008SNAでは、土地改良は土地の量、質、生産性を大きく改善させる、もしくは劣化を避けることにつながる行動の結果であり、整地、水平化工事、井戸の掘削等を含むもので、総固定資本形成に記録。
- また、貸借対照表において、土地改良は、改良前の土地(非生産資産)と区別し、固定資産(生産資産)として扱う(困難な場合は価値の大きい方に記録する)。

JSNA現行基準	JSNA次回基準
<ul style="list-style-type: none"><li>• 土地改良の対象範囲は、土地造成、治山、農業土木、海岸を含み、総固定資本形成として記録。</li><li>• 貸借対照表では、<u>土地改良は土地の価値に体化されるものと扱っている。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 土地改良の対象範囲は、土地造成のみとし(治山等は構築物(固定資産)に分類変更)、総固定資本形成として記録。</li><li>• 貸借対照表では、基礎資料の制約から(※)、<u>土地と分離して記録することが困難であり、引き続き土地に体化されるものと扱う。</u></li></ul>

⇒治山等の固定資産への分類変更により、政府所有分から発生する固定資本減耗を通じ、政府最終消費支出、GDP水準が0.3%程度上昇(暫定試算)すると見込まれる。

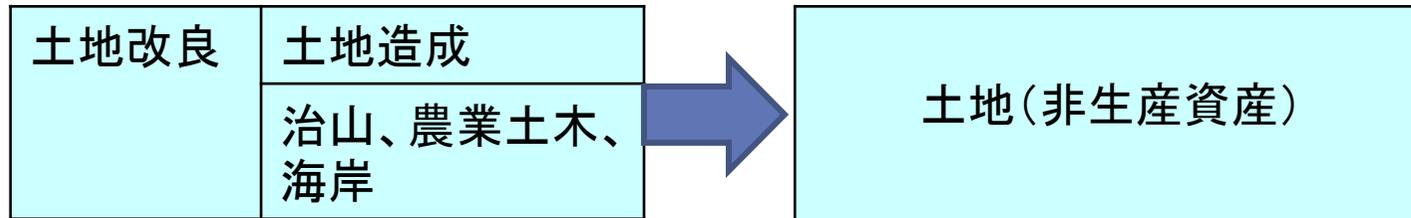
(※) 土地造成について、造成主体でなく実際の所有者ベースで制度部門別、経済活動別の推計を行うための基礎資料が存在しないため、土地改良の固定資産残高を所有者ベースで推計することが困難。

# 土地改良

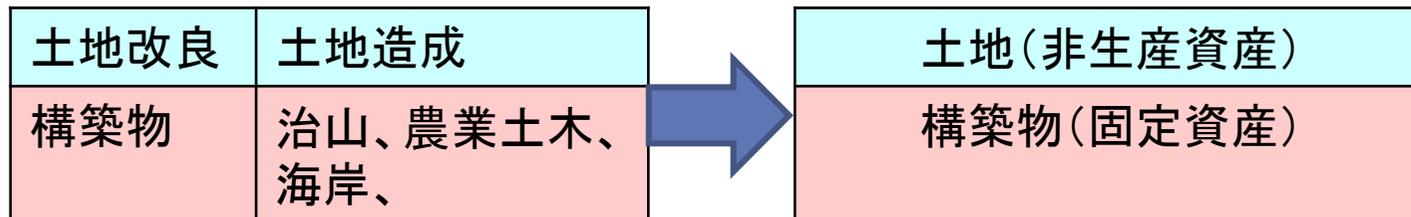
フロー  
(総固定資本形成)

貸借対照表

JSNA  
現行基準



JSNA  
次回基準



治山等の固定資産への分類変更により、  
政府が所有する固定資産から発生する  
固定資本減耗の増加を通じ、政府最終  
消費支出、GDP水準が上昇

# 次回基準改定で対応困難な主な2008SNA事項

## ① フィナンシャルリースとオペレーティングリースの区別

- 2008SNAでは、フィナンシャル・リースの対象となる資産は賃借人の貸借対照表に記録する一方、オペレーティング・リースの対象となる資産は賃貸人の貸借対照表に記録することとされている。
- 我が国の各種基礎統計ではリースについてフィナンシャルとオペレーティングに区分されていないなど基礎資料の制約が大きく、次回基準改定では対応が困難。  
(公的統計基本計画(第II期)にリースの区分に関する一次統計とSNAの連携が記載)

## ② のれん・マーケティング資産

- 2008SNAでは、企業買収に際して、買収価額が対象企業の純資産を超過した分を「のれん・マーケティング資産」として記録することとしている。
- 我が国の基礎統計にはのれん額を対象としたものがないことに加え、我が国の企業会計では、2008SNAと異なり、のれんを償却資産としていることなど基礎資料の制約が大きく、次回基準改定では対応は困難。